

災 害 応 急 対 策
風 水 害 編

第 1 章 災害警戒期の活動

【第 1 章の構成】

第 1 章 災害警戒期の活動		
第 1 節	気象予警報等の伝達	P. 334
第 2 節	組織動員	P. 348
第 3 節	警戒活動	P. 354
第 4 節	避難誘導	P. 362

第1節 気象予警報等の伝達

【第1節の施策体系】

第1節 気象予警報等の 伝達	第1 気象予警報等	P.334
	主担当：危機管理室、大阪管区气象台	
	第2 住民への周知	P.343
	主担当：市長公室、危機管理室、区役所	

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報等

【危機管理室、大阪管区气象台】

1 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。堺市においては、注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報 (注 6)	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 イ 積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線、船体等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が－2℃～＋2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温による農作物等の被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
土砂崩れ 注意報☆	土砂崩れ 注意報	大雨、大雪等による土砂崩れによって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等によって下流で生じる増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 警報

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。堺市においては、警報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。

種	類	発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報 （注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。

土砂崩れ 警報★	土砂崩れ 警報	大雨、大雪等による土砂崩れによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合。
浸水警報★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等によって下流で生じる増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注7 警報・注意報の詳細な発表基準については以下を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/osaka/kijun_2714000.pdf

(3) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかける。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

注 1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注 2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合。 (震度 6 弱以上又は長周期地震動 4 の緊急地震速報を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

気象予警報等は【別図 1-1】の伝達経路による。

(6) 水位周知河川における水位到達情報

府が指定する水位情報周知河川(石津川、西除川、東除川)について、避難

判断水位及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するように努める。

(7) 大和川洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同して実施する。

洪水予報の関係機関への伝達経路は、【別図 1-2】による。

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または 3 時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。

近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、大阪管区气象台と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を、知事及びに通知するとともに、必要に応じ報道機関

の協力を求めて一般に周知する。

知事は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

(8) 水防警報（【別図 1-3】の伝達経路による。）

ア 国土交通大臣が発表する水防警報

国土交通大臣が指定した大和川、石川、曾我川、佐保川に、洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大和川河川事務所長が発表する。

イ 知事が発表する水防警報

知事が指定する石津川、西除川、東除川（堺市は区域外）及び海岸等に、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、石津川は鳳土木事務所長、西除川及び東除川は富田林土木事務所長、海岸は港湾局長が発表する。

(9) 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

ア 通報基準

大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 通報内容及び時刻

毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

キキクルの色分け

色	意 味	警戒レベル
黒	既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示す。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5相当
紫	危険な場所にいる人は、全員避難する必要がある状況を示す。	4相当
赤	危険な場所にいる高齢者等は、避難する必要がある状況を示す。	3相当
黄	自らの避難行動を確認すべき状況を示す。	2相当
白(水色)	今後の情報等に留意する。	—

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講ずる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 伝達体制

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、【別図 1-4】による。

4 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市、消防局又は警察署若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市、消防局に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、府出先機関又は府（本庁関係課）に通報し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ 地象に関する事項

山崩れ、崖崩れ等

エ その他

堤防等に水洩れ等がある場合

5 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

ア 気象台の発表する気象予警報等は、堺市職員招集システム、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。

イ 気象予警報等については堺市防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。

夜間、休日においては、市（消防局）より一斉送信される防災相互通信無線により収集する。

ウ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

エ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第2 住民への周知

【市長公室、危機管理室、区役所】

市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達する。また、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

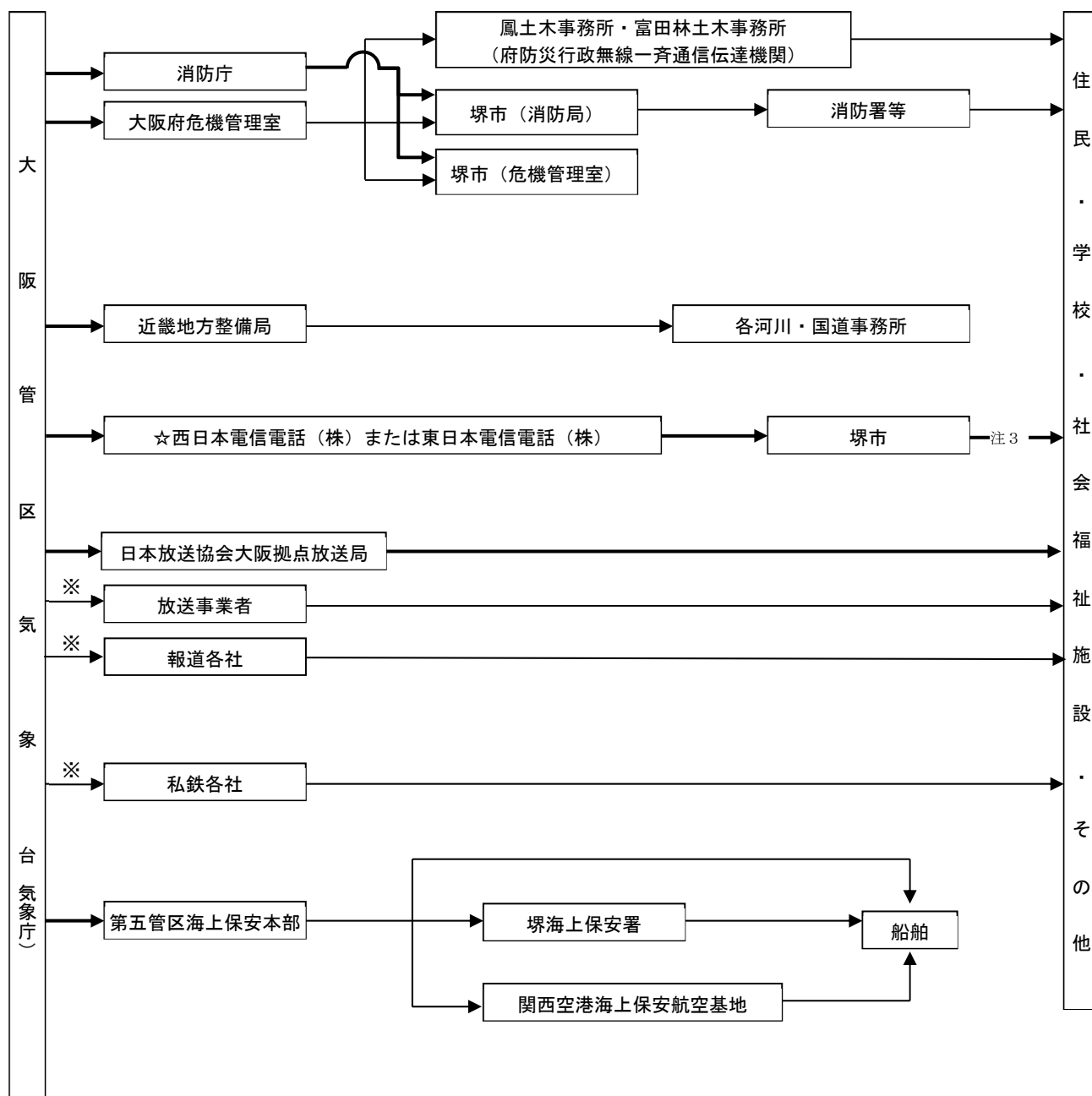
特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

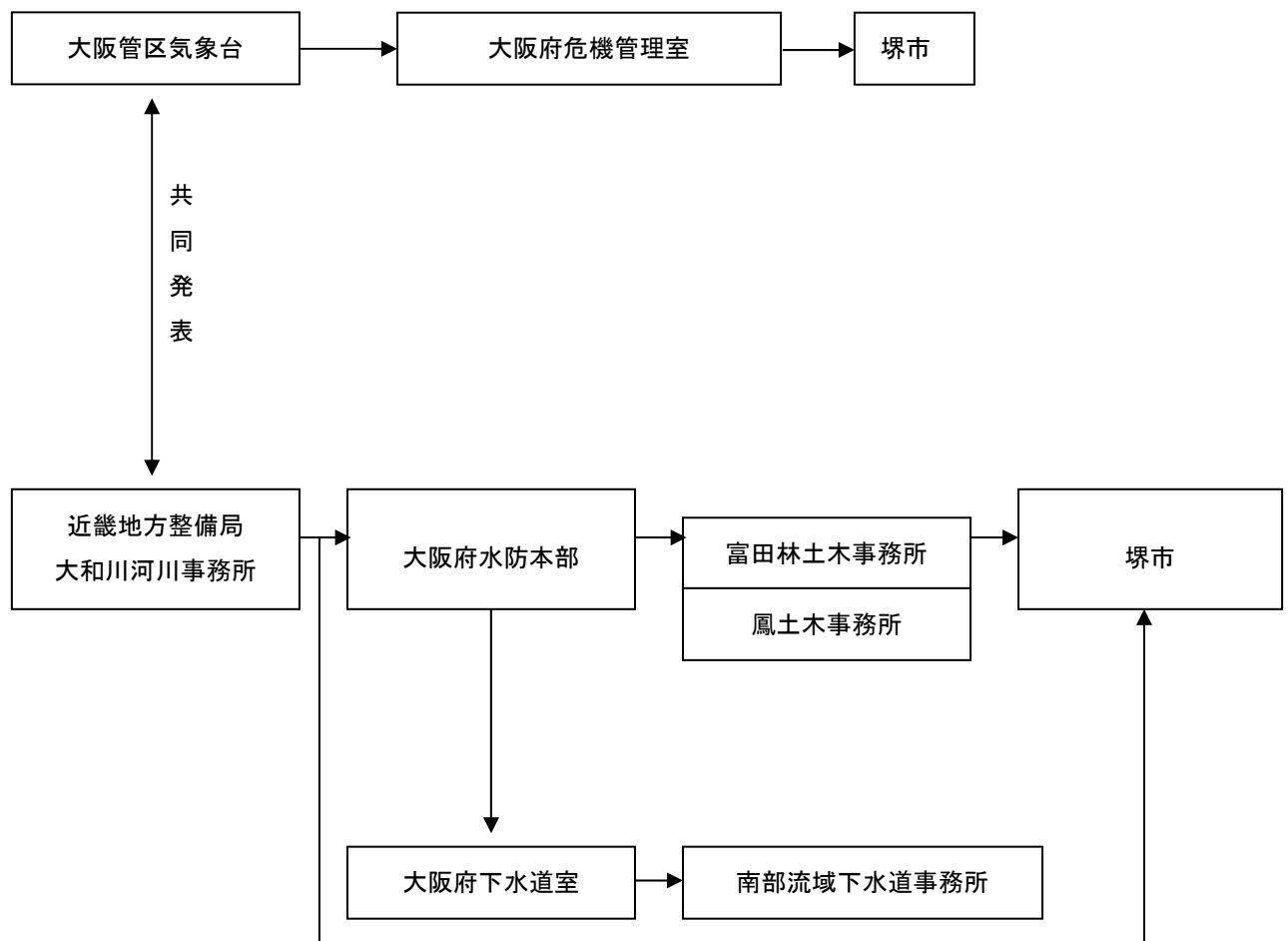
道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

【別図1-1】気象予警報等の関係機関への伝達経路



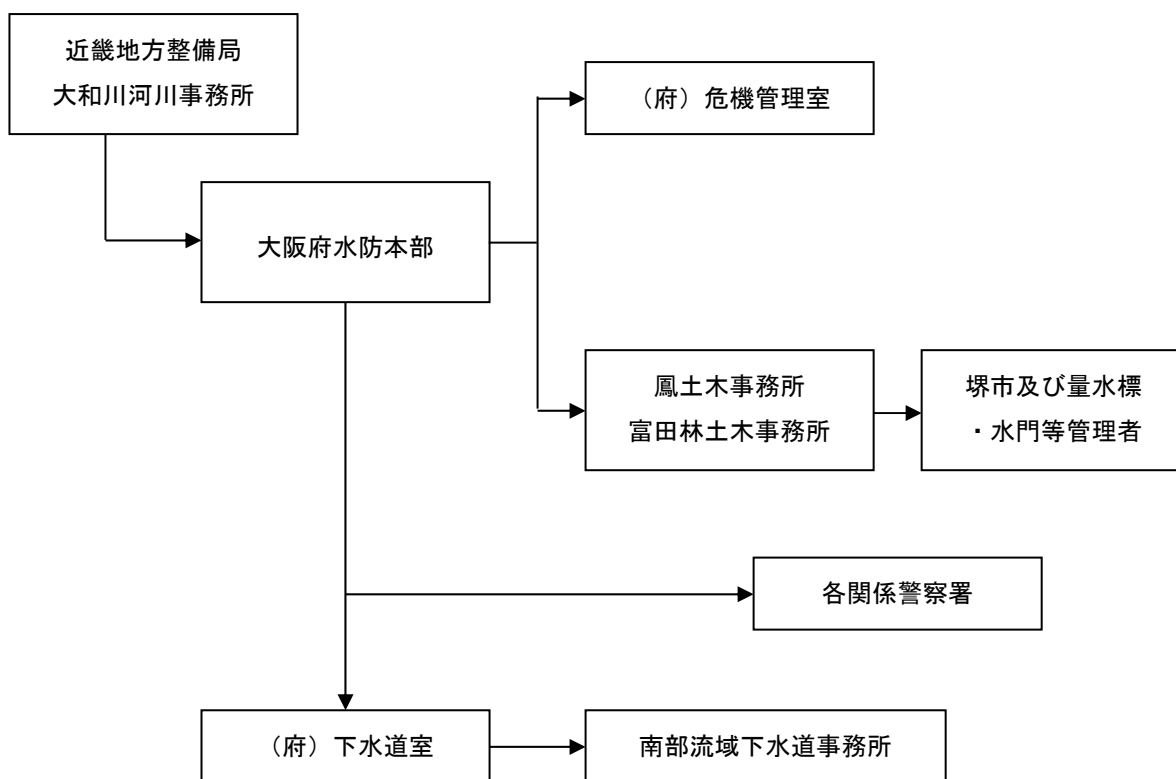
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2 ☆印は、特別警報、警報のみ
3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)
4 ※印は受信者側の設定により情報取得

【別図 1－2】洪水予報等の関係機関への伝達経路

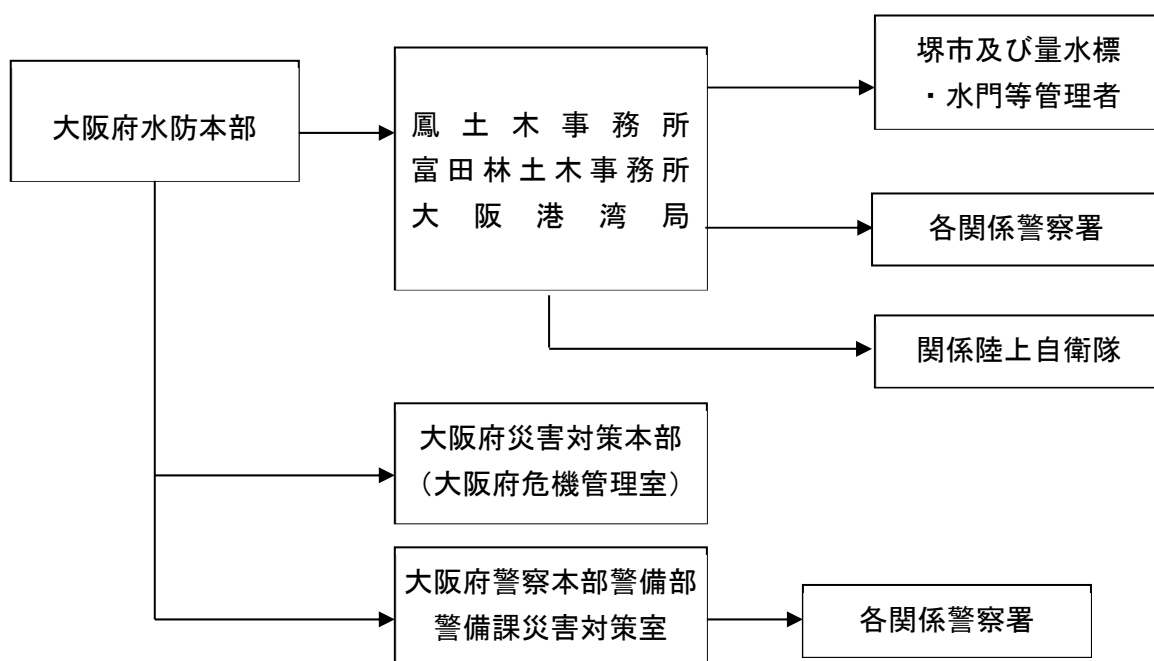


【別図1-3】水防警報等の関係機関への伝達経路

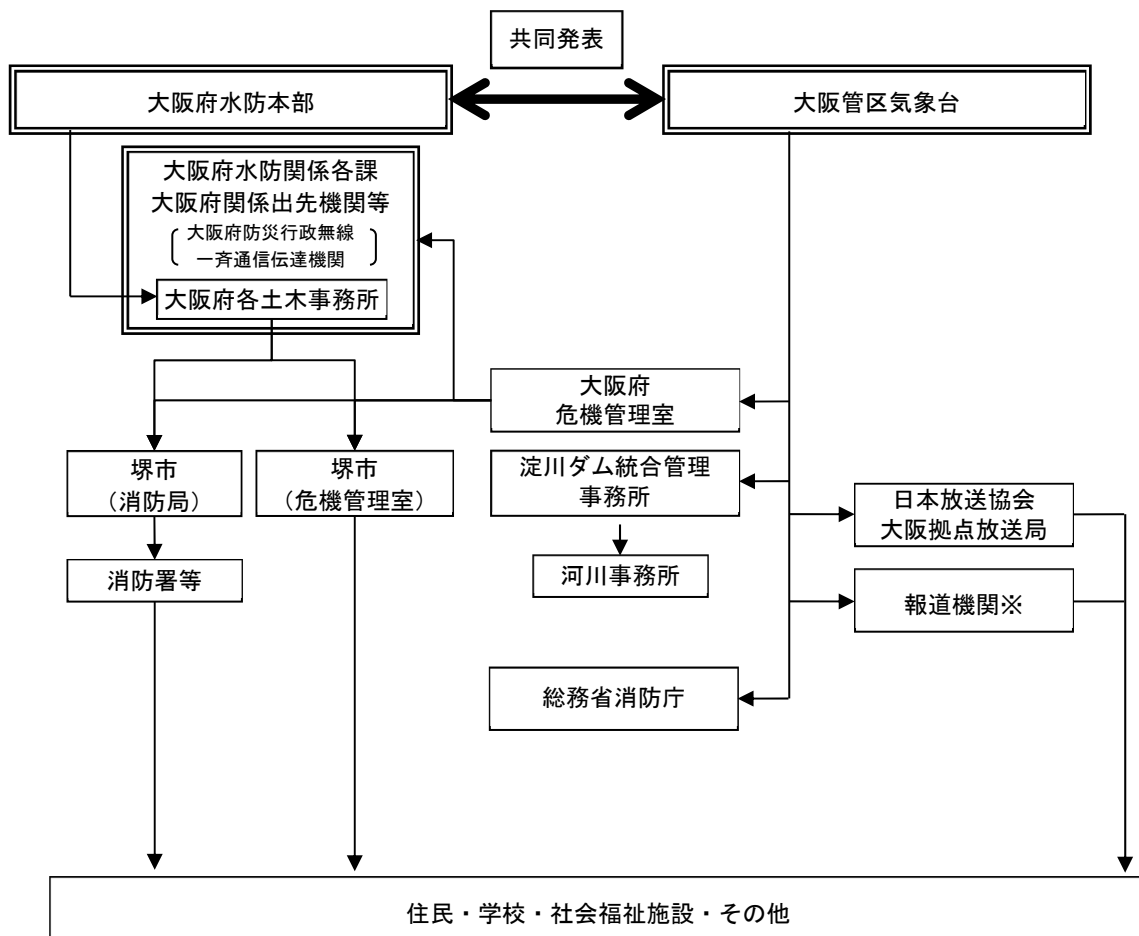
(1) 国土交通大臣が発表する水防警報



(2) 知事が発表する水防警報



【別図1-4】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



※東京キー局、気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第 2 節 組織動員

【第 2 節の施策体系】

第 2 節 組織動員	第 1 災害対策本部の組織体制	P.348
	主担当：危機管理室	
	第 2 職員動員計画	P.351
	主担当：危機管理室	
	第 3 職員の活動環境、安全確保等	P.352
	主担当：総務局、区役所	
	第 4 防災関係機関の組織動員配備体制	P.353
	主担当：各防災関係機関	

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第 1 災害対策本部の組織体制

【危機管理室】

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

1 設置基準

(1) 堺市災害対策本部

- ア 市域に特別警報（津波及び地震（地震動）を除く）が発表されたとき。
- イ 陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台風が、市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。
- ウ 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。
- エ その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 区災害対策本部

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
 - イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。
- なお、この場合、区本部長は、設置後速やかに本部長に報告を行う。

(3) 現地災害対策本部

- ア 災害の地域特性に応じた災害応急対策を、局地的又は重点的に実施する必要があるとき。
- イ その他本部長が必要と認めたとき。

(4) 危機管理センター

- ア 堺市に大雨、洪水、暴風、高潮警報（警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報含む）が発表されたとき。
- イ その他センター長が必要と認めたとき。

2 組織および運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

なお、男女共同参画の視点による災害対応の強化を図るため、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員の随時参加を可能とする。

3 災害対策本部会議の開催

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等にとりまとめるなど最小限にとどめる。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (3) その他本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が設置の必要がなくなったと認めるとき。

5 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

- ア 市域における災害対策の総合調整に関すること。（なお、72 時間は救命・救助活動に優先的に資源配分する調整を行う。）
- イ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ウ 避難の指示に関すること。
- エ 国、府、他自治体、その他の関係機関に対する応援の要請に関すること。
- オ 災害救助法の適用申請に関すること。
- カ 災害警戒区域を設定すること。
- キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに避難所対応職員の出動に関すること。
- ク その他重要な災害対策事項を決定すること。

(2) 区対策本部の所掌事務

- ア 本部、各部及び関係機関等との連携に関すること。
- イ 区域における災害対策の総合調整に関すること。
- ウ 建設局・建築都市局等と連携して実施する被害状況調査、及びその報告に関すること。
- エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。
- オ 区域における避難の指示に関すること。
- カ 住民の避難誘導に関すること。
- キ 区域における指定避難所の運営に関すること。
- ク 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。
- ケ 安否情報の収集及び提供に関すること。
- コ 備蓄物資等の給付に関すること。
- サ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
- シ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
- ス 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
- セ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
- ソ 罹災証明書（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。
- タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
- チ 被災者の生活相談に関すること。
- ツ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
- テ 避難行動要支援者に対する救援措置に関すること。
- ト その他区における関係機関等と連携した救助の実施に関すること。

(3) 現地災害対策本部の所掌事務

- ア 被害状況の把握に関すること。
- イ 区の支援に関すること。
- ウ 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
- エ 現地における関係機関との連絡に関すること。
- オ その他必要な事項。

(4) 危機管理センターの所掌事務

- ア 被害に係る情報の収集及び分析、職員の配置並びに応急対策に関すること。
- イ 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- エ 災害対策本部の設置に関すること。
- オ その他災害に対する初動対応を迅速かつ適切に行うため必要な事項。

6 災害対策本部長の代理

本部長が事故等により指揮をとれないときは、副本部長がその代理を行う。その代理は、危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順とする。

7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し公表する。

また、災害対策本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

8 府災害対策本部地域連絡部との連絡

府民センター内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第 2 職員動員計画

【危機管理室】

災害の規模により職員動員計画・配備体制を定める。

1 配備の基準

《風水害・土砂災害》

体 制		条 件	人 員
危機管理センター	風水害 1 号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
		情報収集及び災害警戒が必要なとき	
	風水害 2 号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
		堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報・高潮注意報または高潮警報が発表されたとき	
	風水害 3 号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
		災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	
災害対策本部	風水害対策配備	堺市域で特別警報（風水害に関するもの）が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
		陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台風が市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき（大阪府災害モード宣言）	

		大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき	
		堺市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき	
		その他市長が必要と認めたとき	
	全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員 ○センター員全員

※ センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

2 避難所対応職員

避難所対応職員は、災害対策本部等から指示があった場合は、速やかに指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し指定避難所運営を行う。

3 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意し、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

4 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第3 職員の活動環境、安全確保等

【総務局、区役所】

1 職員の活動環境

職員は、勤務時間内に地震等の災害が発生した場合、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 職員の安全確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

災害対策に従事する職員の体力・判断力持続のため、健康管理・勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処する。

3 食料等の調達

市職員への食料等を、備蓄物資及び協定業者等から調達する。また、職員用の簡易トイレ、仮眠室、毛布等の確保も早期に行う。

4 勤務管理等

本部員（又は課長級）は、本部職員の出退庁時間等の確認を徹底する。

第 4 防災関係機関の組織動員配備体制

【各防災関係機関】

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第3節 警戒活動

【第3節の施策体系】

第3節 警戒活動	第1 気象観測情報の収集伝達	P.354
	主担当：建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府	
	第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等	P.355
	主担当：建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府	
	第3 水防活動	P.357
	主担当：建設局、消防局、産業振興局、府	
	第4 土砂災害警戒活動	P.357
	主担当：危機管理室、建設局	
	第5 異常現象発見時の通報	P.358
	主担当：危機管理室	
	第6 ライフライン・交通等警戒活動	P.359
	主担当：上下水道局、各関係事業者	
	第7 在港船舶避難活動	P.360
	主担当：堺海上保安署、府警察	
	第8 物資等の事前状況確認	P.361
	主担当：危機管理室	

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

- (1) 府土木事務所長等は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、雨量の状況を公表するものとする。
- (2) 府水防本部長は、必要に応じて、大阪管区气象台及び大和川河川事務所へ連絡する。

2 河川・ため池水位

- (1) 水防管理者である本市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、観測した水位を府土木事務所長等へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、水防管理者へ水位状況を通報する。

- (3) 市域に設置された水位計により水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれのあるとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、市及び防災関係機関は相互に情報伝達をする。

3 潮位

- (1) 水防管理者である本市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を大阪港湾局長に通報する。
- (2) 大阪港湾局長は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、防災関係機関に報告し、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

4 情報交換の徹底

市をはじめとした関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第 2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等

【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第 16 条第 1 項）

1 国土交通大臣が発表する水防警報

大和川、石川、曾我川、佐保川において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を行い、知事（水防本部長）に通知する。

府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、府土木事務所長又は大阪港湾局長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者及び水防本部に通知する。

3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長に通知する。

府水防本部長は、府現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

4 洪水予報

- (1) 国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、知事及び市長に通知し報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- (2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知し報道機関に協力を求めて一般に周知する。
- (3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

5 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

国土交通大臣及び知事は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川〕について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知するし報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

6 警戒活動

- (1) 市は大雨・洪水注意報が堺市域に発表されたときに、台風、大雨情報等を収集し、事前準備にかかる。また大阪管区気象台の説明会を受け、市民への気象情報提供と注意喚起を行う。
- (2) 市は大雨・洪水警報が堺市域に発表されたときに、情報収集及び伝達に必要な人員を配備し、気象情報及び河川ごとの水位の監視に努める。
- (3) 市は各河川ごとの河川管理者が提供する水位予測、洪水予測を分析し、市民への情報提供及び必要に応じて災害対策基本法にもとづく避難指示を行う。

7 関係機関への伝達経路

【別図1-3】の伝達経路による。

第3 水防活動

【建設局、消防局、産業振興局、府】

水防管理者である本市は、市域において洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 河川巡視及び水門の操作等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し所轄の現地指導班長（施設管理者）に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を実施する。

2 府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

第4 土砂災害警戒活動

【危機管理室、建設局】

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の判断基準

- (1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所
警戒活動を取る基準は、次の雨量状況を基準とする。
 - ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - ① 第1次警戒体制
大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が堺市域に発表され、予測雨量が土砂災害発生危険基準を超過することが見込まれ、降雨が継続する場合。
【警戒活動】
 - ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。
 - ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。

- ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。
- ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。
- ・市は、高齢者等避難等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく高齢者等避難を発令する。

② 第2次警戒体制

市は、避難指示等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難指示を発令する。

イ 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域
アを参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

2 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 情報交換の徹底

市、府及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。

第5 異常現象発見時の通報

【危機管理室】

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市、警察官、海上保安官等に通報する。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、わき水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

3 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の水の濁り及び流木の混在など

- (2) 地すべり
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど
- (3) がけ崩れ
わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など
- (4) 山地災害
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

第 6 ライフライン・交通等警戒活動

【上下水道局、各関係事業者】

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上下水道局
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資器材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとり、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）
 - ア 定められた基準により、警察等と連携し、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 港湾、漁港施設
 - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
 - イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

【堺海上保安署、府警察】

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を図り、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- (2) 避難勧告
 - 電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。
- (3) 避難要領
 - ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導
- (2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

第8 物資等の事前状況確認

【危機管理室】

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行い、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を手早く開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4節 避難誘導

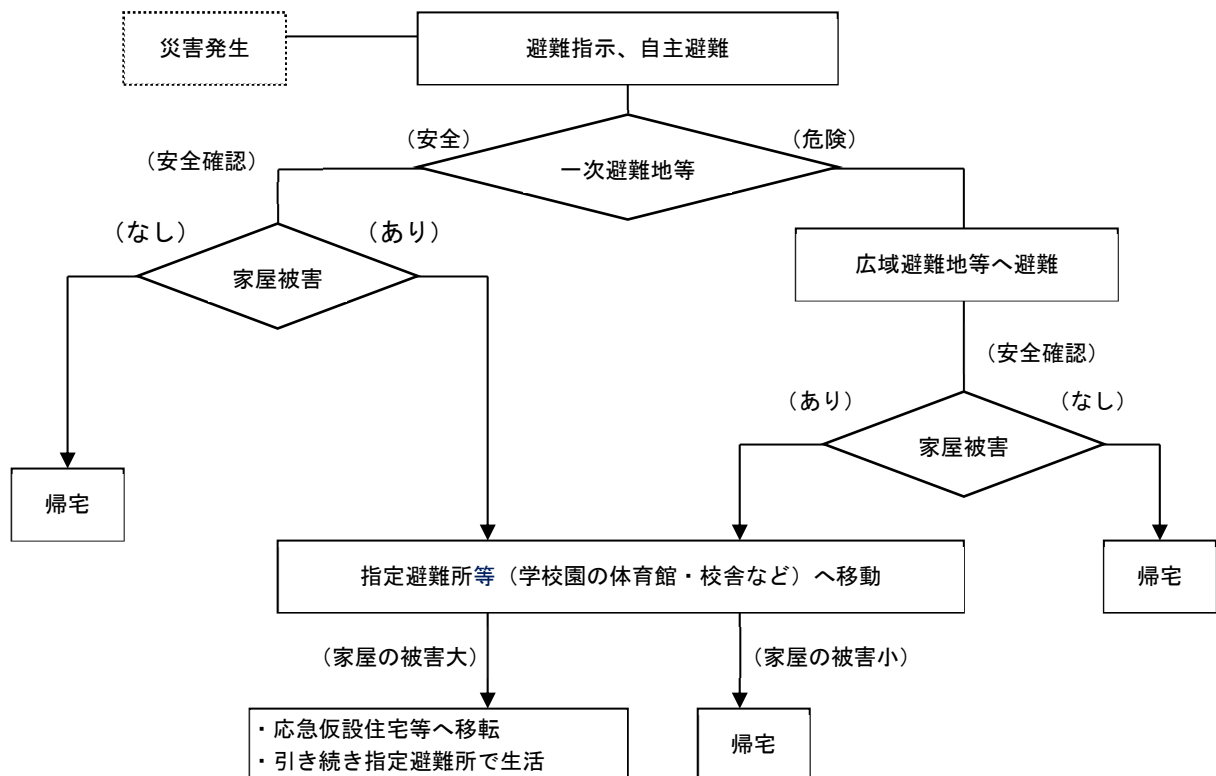
【第4節の施策体系】

第4節 避難誘導	第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	P.363
	主担当：危機管理室	
	第2 避難者の誘導	P.368
	主担当：健康福祉局、教育委員会、危機管理室	
	第3 広域避難	P.368
	主担当：危機管理室	
	第4 警戒区域の設定	P.368
	主担当：危機管理室	
	第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営	P.369
	主担当：健康福祉局、教育委員会、区役所	

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じ、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

【避難計画図】



第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

【危機管理室】

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に 促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の 判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意 する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒 レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設 等の災害リスク、指定緊急避難場所 や避難経路、避難のタイミング等を 再確認し、避難情報の把握手段を再 確認・注意するなど、避難に備え自 らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度 分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災 害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報 （注意）
警戒 レベル 3	危険な場所から高齢者等※は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立 退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要す る在宅又は施設利用者的高齢者及 び障がいのある人等、及びその人 の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出 勤等の外出を控えるなど普段の行 動を見合わせ始めたり、避難の準備 をしたり、自主的に避難するタイミ ングである。例えば、地域の状況に 応じ、早めの避難が望ましい場所の 居住者等は、このタイミングで自主 的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発 令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度 分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災 害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報 （警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言 及する高潮注意報
警戒 レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避 難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市町村長が発 令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度 分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災 害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報 （危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報

警戒 レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	- 氾濫発生情報 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） （大雨特別警報（浸水害））※1 （大雨特別警報（土砂災害））※1 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） - 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） - 高潮氾濫発生情報
----------------	--	-----------------------------	--

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市町村長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

2 避難情報実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹

底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条
府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第60条

府知事又は その命を受 けた職員	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により 著しい危険が切迫していると 認められるとき	水防法第 29 条
		地すべり	地すべりにより著しい危険 が切迫していると認められる とき	地すべり等防 止法第 25 条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示がで きないと認めるとき、又は市長 から要求があったとき	法第 61 条
			人命若しくは身体に危険を 及ぼし、又は財産に重大な損害 を及ぼす恐れのある天災等危 険な事態がある場合	警察官職務執 行法第 4 条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を 要する場合で、警察官がその場 にいない場合	自衛隊法第 94 条
水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により 著しい危険が切迫していると 認められるとき	水防法第 29 条

※市長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別
の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを
利用した情報の提供を行うことを求める。

※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難
行動要支援者への避難指示を実施する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏ま
え、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・
伝達する（「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又
は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者を
いう）。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わ
せ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難
理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システ
ム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、
要配慮者に配慮したものとする。

また、市及び府、事業者は、避難者のニーズを十分把握するため相互に連絡をと

りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

4 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

【健康福祉局、教育委員会、危機管理室】

1 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得て、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 広域避難

【危機管理室】

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 警戒区域の設定

【危機管理室】

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
市 長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき。	災害対策基本法第 63 条
大阪府知事	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条
消防吏員 消防団員 （緊急の必要がある場合）	火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。	消防法第 23 条の 2 消防法第 28 条 消防法第 36 条 水防法第 21 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第 63 条

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第 5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、教育委員会、区役所】

災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。
- 2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定避難所の開設を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

- 3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。

第2章 災害発生後の活動

【第2章の構成】

第2章 災害発生後の活動		
第1節	災害情報の収集伝達	P. 372
第2節	災害広報	P. 379
第3節	広域応援等の要請・受入れ	P. 385
第4節	災害緊急事態	P. 390
第5節	自衛隊の災害派遣	P. 391
第6節	消火・救助・救急活動	P. 395
第7節	医療救護活動	P. 400
第8節	交通規制・緊急輸送活動	P. 406
第9節	公共土木施設・建築物等応急対策	P. 411
第10節	ライフライン・放送の確保	P. 413
第11節	交通の安全確保	P. 417
第12節	農水産関係応急対策	P. 419
第13節	災害救助法の適用	P. 421
第14節	指定避難所の開設・運営	P. 424
第15節	緊急物資の供給	P. 430
第16節	保健衛生活動	P. 434

第17節	避難行動要支援者支援	P. 438
第18節	社会秩序の維持	P. 440
第19節	住宅の応急確保	P. 442
第20節	応急教育等	P. 445
第21節	廃棄物の処理	P. 448
第22節	遺体対策	P. 452
第23節	自発的支援の受入れ	P. 454

第1節 災害情報の収集伝達

【第1節の施策体系】

第1節 災害情報の 収集伝達	第1 情報収集伝達経路	P.372
	主担当：危機管理室	
	第2 被害情報の収集・報告	P.374
	主担当：危機管理室	
	第3 通信手段の確保	P.378
	主担当：危機管理室	
	第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	P.378
	主担当：危機管理室	

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄し、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ ファクシミリの利用

災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、ファクシミリによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 堺市防災行政無線（同報系）

区役所、市出先施設、避難場所、自治会の代表者宅等及び屋外子局への一斉通信

イ IP 無線又は堺市防災行政無線（移動系）

市、区役所、避難場所、防災関係各部及び車両との相互通信

ウ MCA 無線

市上下水道局及び車両との相互通信

エ 堺市防災行政無線（相互系）

市、防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 消防救急無線

カ 大阪府防災行政無線

府、府出先機関、府内市町村及び防災関係機関との相互通信

キ 近畿地方非常通信協議会 堺市非常通信ルート

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

市域における避難所状況の把握や被害情報の収集、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 防災関連システム

市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムや職員への参集連絡を行う職員招集システム等を活用する。

ウ Web 会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができる Web 会議システムを活用する。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各対策部は、市災害対策本部と各部又は区災害対策本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡調整のため、必要に応じ本部連絡員を市災害対策本部に派遣する。なお、その際は可能な限り連絡用無線機等を持参して所属機関との連絡にあたる。

第2 被害情報の収集・報告

【危機管理室】

1 府による災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行い、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

(1) 災害の発生場所、区域等

(2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況

(3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ

(4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況

(5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況

- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

2 府による国への報告

- (1) 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。
 - ア 府災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による報告と一体的に消防庁へ行う。
- (3) 応急措置が完了した後、20日以内に災害確定報告を行う。

3 初動期の情報収集

- (1) 情報収集内容
 - 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。
 - この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
 - ア 人的被害
 - イ 物的被害
 - ウ 機能的被害
 - エ その他災害対策上必要な事項
- (2) 情報収集に基づく判断
 - 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。
 - なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

4 被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び土砂災害等の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

特に、行方不明者の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被害状況等の情報収集は、市及び各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用にも努める。

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部 (区対策本部、現 地対策本部を含 む。)	1 人的被害	・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・指定避難所の状況
		2 物的被害	・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 ・建物（住家、非住家）の損壊状況 ・がけ崩れ及びがけ崩れの恐れ状況
		3 機能的被害	・道路及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況
		4	その他災害対策上必要な事項
	各施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	職務上の関連部課	1 農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	消防局	1 火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の状況 2 危険物取扱施設の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項	
	各警察署	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関等） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項	
	その他の防災機関及び 協定団体	1 市域内の所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項	

第3 通信手段の確保

【危機管理室】

1 市

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、市及び府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 電気通信事業者

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

3 西日本電信電話株式会社（関西支店）

西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

【危機管理室】

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害広報

【第2節の施策体系】

第2節 災害広報	第1 災害広報	P.379
	主担当：市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関	
	第2 広聴活動	P.383
	主担当：市長公室、区役所	

市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤・通学者、帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し提供する。

第1 災害広報

【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 市

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 風水害発生直後の広報

- ア 避難の指示
- イ 気象等の状況
- ウ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- エ 二次災害の危険性
- オ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- カ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- キ 市内の被害状況（延焼火災、建物破壊、道路破損等）の概要
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
 - ① 本部等の設置
 - ② 避難場所及び救護所の設置
 - ③ その他必要な事項

(3) 応急活動実施段階の広報

- ア 災害状況に関する情報

- イ 被害情報及び応急対策実施状況
 - ① 被災地の状況
 - ② 避難場所及び救護所の開設状況
 - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
 - ④ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
 - ① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況
 - ② スーパーマーケット、ガソリンスタンド等、食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ その他必要な事項

2 消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 府

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

ア 台風

気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定し得る最大規模以上の高潮が見込まれる場合

ウ その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 台風

- ① 自分の身の安全確保
- ② 出勤・通学の抑制
- ③ 市町村長の発令する避難情報への注意

4 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及びその見通し。
- イ 避難及び救出・救助活動に関すること。
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- エ 交通規制に関すること。
- オ その他警察措置に関すること。

5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

6 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

(1) 安全及び危険防止

- ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- エ 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- オ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 被害状況

- ア 停電区域
- イ 停電事故復旧状況
- ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

(1) 災害発生時（供給を継続している場合）

- ア ガス栓を全部閉めること。
- イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
- ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 災害発生時（供給停止をした場合）

ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社から連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社に連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた的確な情報の提供を行う。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線（同報系）の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）から市内各所に設置した屋外スピーカーを通じて必要な情報を伝達する。

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部、区災害対策本部又は防災関係機関が行い、必要に応じて他の部の車両も動員して必要な地域へ出動させ、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は市（消防局）、併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、区役所、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、区役所、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネット等による広報

市及び防災関係機関が保有するホームページ等を活用するほか、防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供、防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信など広く住民等へ災害関連情報を提供する。

カ 要配慮者に配慮した広報

点字やファクシミリ、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、障害特性に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等をもつて各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難の指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 必要に応じて、災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第2 広聴活動

【市長公室、区役所】

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握する。また、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

【第3節の施策体系】

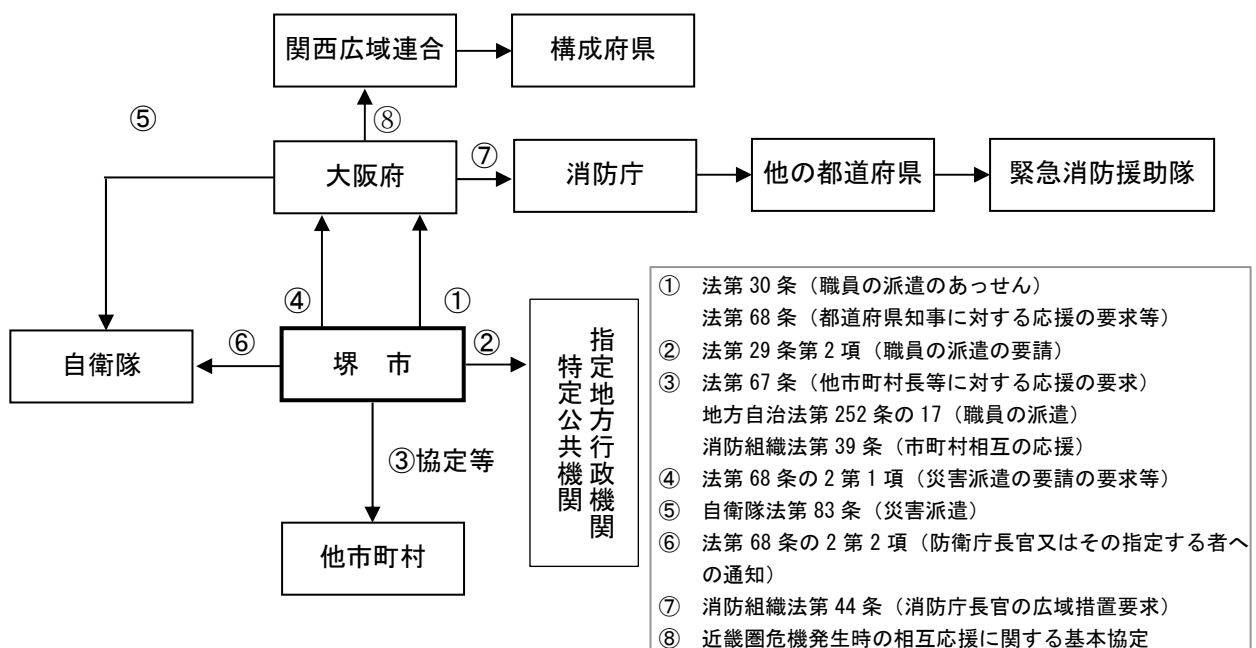
第3節 広域応援等の 要請・受入れ	第1 大阪府知事等に対する要求等	P.386
	主担当：危機管理室	
	第2 広域応援等の受入れ	P.389
	主担当：危機管理室	
	第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援	P.389
	主担当：危機管理室	
	第4 関係機関の連絡調整	P.389
	主担当：危機管理室	

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握し、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

【応援体系図】



第1 大阪府知事等に対する要求等

【危機管理室】

1 大阪府知事に対する応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合には、迅速に関係機関に応援を要求し、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。

また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急処置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府	(88-) 220-8921	06-6944-6021
危機管理室	ファクシミリ (88-) 220-8821	ファクシミリ 06-6944-6654

(88-) は、市役所本庁舎内の電話（ファクシミリ）から通信する場合の特番

2 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

4 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

5 関西広域連合への応援要請

(1) 要請の方法

市長は、府知事を通じて「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供

イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

エ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

オ ボランティア活動の促進

カ 帰宅困難者への支援

キ 災害廃棄物（災害廃棄物等）処理の推進

ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 協定等に基づく要請

災害時における自治体間の相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

- (1) 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- (2) 泉州地域災害時相互応援協定（泉州地域 9 市 4 町）
- (3) 災害時相互応援協定（南河内地域 6 市 2 町 1 村）
- (4) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
- (5) 瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- (6) 消防相互応援協定

7 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その必要事項

第2 広域応援等の受入れ

【危機管理室】

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資器材、宿泊施設等の確保

広域応援部隊の作業に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、民間宿泊施設等の随時借上げによって確保する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援

【危機管理室】

総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4 関係機関の連絡調整

【危機管理室】

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第5節 自衛隊の災害派遣

【第5節の施策体系】

第5節 自衛隊の 災害派遣	第1 派遣要請	P.391
	主担当：危機管理室	
	第2 自衛隊の自発的出動基準	P.392
	主担当：危機管理室	
	第3 派遣部隊の受入れ	P.392
	主担当：危機管理室	
	第4 派遣部隊の活動	P.393
	主担当：自衛隊	
	第5 撤収要請	P.394
	主担当：危機管理室	

市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図り、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請

【危機管理室】

- 1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。

区分		通信手段の別	電話等
陸上	第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地)	NTT	0725-41-0090 内線:236~239、 内線ファクシミリ:421
		大阪府防災行政無線	825-0、ファクシミリ:825-5 (内線からは88-825)
		堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20
	第3師団 (千僧駐屯地)	NTT	072-781-0021 内線 3734~5、 内線ファクシミリ:3724
		大阪府防災行政無線	823-0
海上	阪神基地隊	NTT	078-441-1001
	呉地方総監部	NTT	0823-22-5511

第2 自衛隊の自発的出動基準

【危機管理室】

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事から要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

【危機管理室】

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。

- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資器材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

市は、ヘリポートを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

【自衛隊】

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 給水活動

上下水道局と連携し、給水活動を実施する。

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

第5 撤収要請

【危機管理室】

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第6節 消火・救助・救急活動

【第6節の施策体系】

第6節 消火・救助・救急 活動	第1 市	P.395
	主担当：危機管理室、区役所	
	第2 消防局	P.396
	主担当：消防局	
	第3 惨事ストレス対策	P.398
	主担当：消防局、健康福祉局	
	第4 府	P.398
	主担当：府	
	第5 府警察	P.399
	主担当：府警察	
	第6 堺海上保安署	P.399
	主担当：堺海上保安署	
	第7 各機関による連絡会議の設置	P.399
	主担当：危機管理室	
	第8 自主防災組織	P.399
	主担当：市民・事業所	

市（危機管理室・区役所・消防局）、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

【危機管理室、区役所】

区災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、防災関係機関と連携を取り、救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求める。

1 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施し、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

- (1) 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合等は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 必要に応じ相互応援協定に基づく応援要請を行う。このとき市は、応援市等に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第2 消防局

【消防局】

風水害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものについては、本項に定めるところによるものとする。

1 警防体制

- (1) 風水害警防活動体制
 - ア 管内全域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため消防局に風水害警防本部を、消防署に風水害大隊本部を設置する。
 - イ 管内に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警戒警防本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。
 - ウ 気象情報による警報等の発令により危機管理センターが設置された場合、警防副本部長は必要に応じ、風水害特別警戒体制に移行することができる。
- (2) 指揮体制

管内全域にわたり被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警防本部長による特別指揮体制とする。
- (3) 職員の招集
 - ア 風水害被害が発生する恐れがある場合又は管内において大雨、洪水及び高潮警報等が発表された場合は、通信指令課長は警防本部長、警防本部長代理及び警防副本部長並びに部長、課長等に連絡しなければならない。
 - イ 警防課長は、管内に大雨洪水警報等が発表され風水害による被害が予想される場合は、参集指定場所に参集しなければならない。
 - ウ 警防課長は、関係機関との調整及び情報分析のため必要により課員を招集するものとする。
- (4) 消防部隊運用

風水害時における消防部隊運用は、警防本部長が、風水害その他の災害の発生及び拡大状況を勘案し、必要に応じて発令するものとする。

- ア 署別部隊運用 大隊本部長により、自署管内における風水害被害等に、所属する人員及び車両のみによって対応するもの。ただし、多目的消防水利システム車については警防本部長の指令により出場するものとする。
- イ 方面部隊運用 全管内的に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2消防署から3消防署を統合して対応するもの。ただし、具体的な方面区分及び担当消防署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。
- ウ 広域部隊運用 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応するもの。

(5) 初動措置

- ア 警防本部長及び大隊本部長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。
- イ 警防本部長は、危機管理センターとの連携を図り被害状況の把握等に努める。

2 風水害消防活動

(1) 活動方針

風水害時、救助・救急等の人命救助を優先に活動するものとする。

(2) 消防戦術の決定

風水害の発生時には、消防部隊による警戒等を実施し情報収集を行なう。また、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者の発生状況、土砂災害の発生危険等予測される災害対応活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 情報収集伝達

風水害消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集し、被災状況を市災害対策本部へ伝達する。

(4) 通信運用の基本

- ア 危機管理センター及び災害対策本部と風水害警防本部との通信は、ホットライン及び防災行政用無線電話によることを原則とする。
- イ 風水害警防本部と風水害大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。

(5) 救助、救急活動の原則

- ア 風水害現場における人命救助活動を最優先する。
- イ 救助、救急活動は、重症者を優先することとし、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。
- ウ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

(6) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(7) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動等については、消防団、事業所の自衛消防隊、災害活動支援隊、自主防災組織、消防協力事業所等と連携を保ちながら実施する。

第3 惨事ストレス対策

【消防局、健康福祉局】

救護班職員及び消防局職員など、救助・救急、消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策を実施する。

第4 府

【府】

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（※1）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議（※2）を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）

広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）

第5 府警察

【府警察】

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資器材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施し、市が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施し、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第6 堺海上保安署

【堺海上保安署】

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市、府警察、その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施するものとする。（海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。）

第7 各機関による連絡会議の設置

【危機管理室】

市、消防局、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第8 自主防災組織

【市民・事業所】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、市、消防局、警察署など防災関係機関との連携に努める。

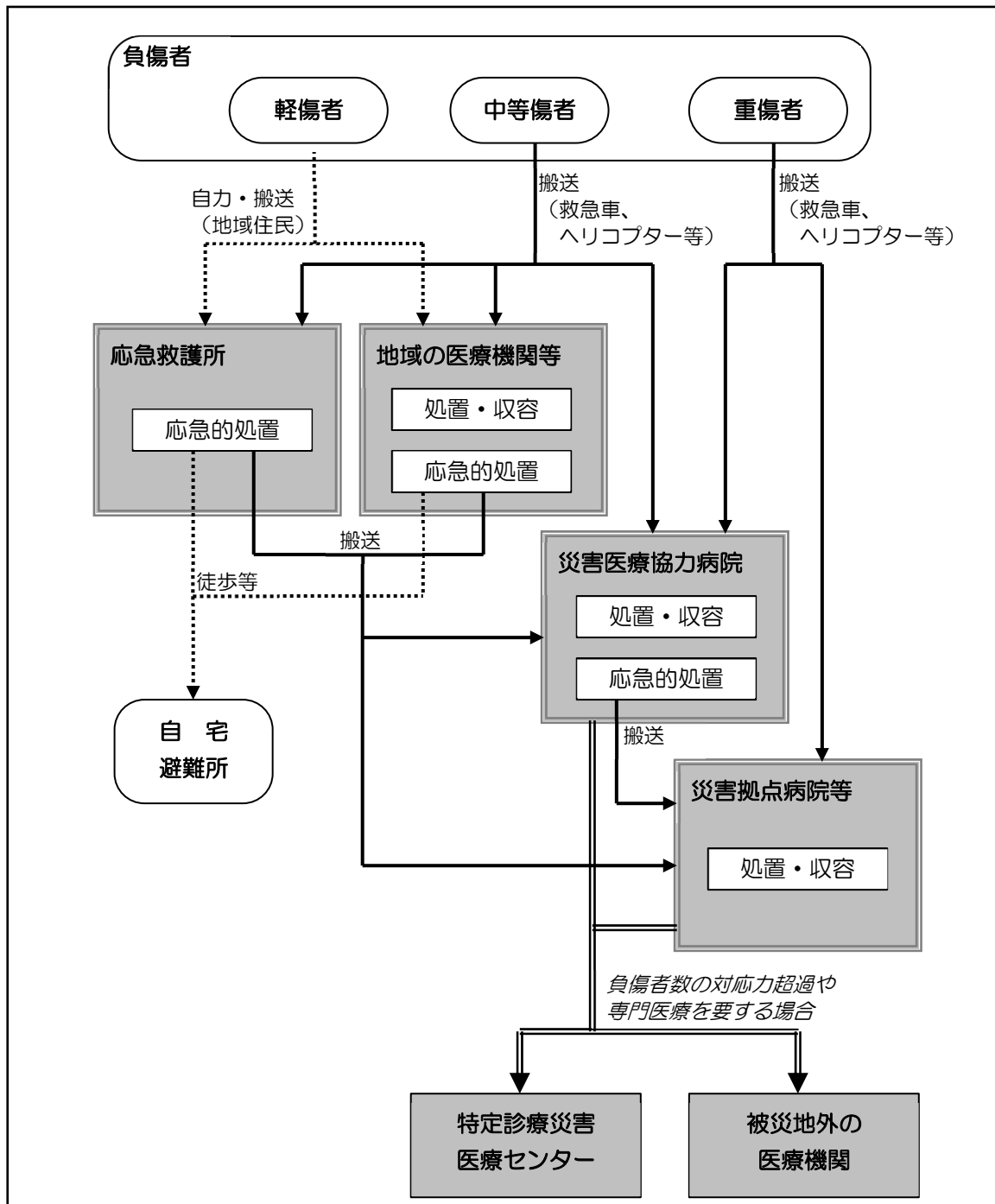
第7節 医療救護活動

【第7節の施策体系】

第7節 医療救護活動	第1 医療情報の収集・提供活動	P.402
	主担当：健康福祉局	
	第2 現地医療対策	P.402
	主担当：健康福祉局	
	第3 後方医療対策	P.403
	主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター	
	第4 医療関係者の確保	P.405
	主担当：健康福祉局	
	第5 医薬品等の確保・供給活動	P.405
	主担当：健康福祉局	
	第6 個別疾病対策	P.405
	主担当：健康福祉局	

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



第1 医療情報の収集・提供活動

【健康福祉局】

1 市

堺市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

【健康福祉局】

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア 市

災害拠点病院を中心に、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関と連携しながら医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、堺市医師会、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 堺市医師会

堺市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか状況に応じて、次の救護所を設置する。

ア 拠点応急救護所（急病診療センター）

イ 臨時応急救護所（各中学校）

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は医療救護班の受入れ窓口を設置し、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所及び消防局が開設する現場救護所における救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所及び消防局が設置する現場救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第3 後方医療対策

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は状況により府に対し航空機搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

市は、市内の発着可能地を選定し、臨時ヘリポートとして活用する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

府が空港等に設置した広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ、被災地域内で対応困難な重症患者を搬送し、被災地域外へ航空機による広域医療搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

② 災害派遣チーム（DMAT）や医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整

③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(2) 市町村災害医療センター（大阪労災病院）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市町村の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ、医療救護班の派遣についても協力する。

第4 医療関係者の確保

【健康福祉局】

市は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、医療関係者の活動調整を、堺市医師会と協力して行う。その後、市内の被災状況に基づき、医療関係者の配置等を決定し、指示する。

第5 医薬品等の確保・供給活動

【健康福祉局】

市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

堺市薬剤師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市・医師会・歯科医師会と連携のうえ、拠点応急救護所・臨時応急救護所及び指定避難所に医薬品供給班を派遣し、調剤・服薬指導及び医薬品供給活動を実施する。

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の調達、供給活動を実施する。

第6 個別疾病対策

【健康福祉局】

市及び堺市医師会及び堺市歯科医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、府等と連携をとりながら特定診療災害拠点病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 交通規制・緊急輸送活動

【第8節の施策体系】

第8節 交通規制・ 緊急輸送活動	第1 陸上輸送	P.406
	主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察	
	第2 水上輸送	P.409
	主担当：危機管理室	
	第3 航空輸送	P.409
	主担当：危機管理室	
	第4 物資配送拠点の確保	P.410
	主担当：危機管理室、財政局、区役所	

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】

1 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保

府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行い、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する場合には、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定し、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行い、緊急通行車両等以外の車両通行禁止・制限の交通規制を実施する。

(3) 緊急交通路確保のための措置

府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、市及び府に連絡する。

ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車、自動車、バイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

① 道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行い、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議して区域規制を行う。

③ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(4) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(5) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

また道路管理者は、上記の場合で、かつ、緊急車両通行をに確保する必要があると認めるときは、車両その他の物件所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

(6) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(7) 大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて大阪府警備協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。また、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに大阪府トラック協会等民間団体、事業者から緊急輸送に必要な車両を確保する。

5 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 水上輸送

【危機管理室】

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

【危機管理室】

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3 航空運用調整

- (1) 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空

機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。

- (3) 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第4 物資配送拠点の確保

【危機管理室、財政局、区役所】

1 物資配送拠点の選定

市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。

【候補地】

堺市産業振興センターイベントホール
大阪公立大学中百舌鳥キャンパス体育館
そのほか民間事業者施設

被害の状況により、候補地が使用できない場合、市は協定に基づき大阪倉庫協会に対して、代替場所として活用できる倉庫施設の提供協力を依頼する。

2 物資配送拠点の開設・運営

物資配送拠点の運営は、拠点運営事業者（倉庫事業者等）が中心となって行う。市は、大阪倉庫協会及び大阪府運輸倉庫協会等に対して、物資配送拠点に専門家を派遣するよう要請する。

物資配送拠点における運営は、開設段階から拠点運営事業者が参画し、物資の受入れ、仕分け、保管、配送を一元的に行う体制とする。市は、災害対策本部との情報収集・伝達を円滑に行うための職員を派遣する。

3 荷役機械の確保

市は、物資配送拠点における荷役作業を円滑に行えるよう、フォークリフト等の荷役機器を運搬用機械設備レンタル・リース事業者等から確保する。

第9節 公共土木施設・建築物等応急対策

【第9節の施策体系】

第9節 公共土木施設・ 建築物等 応急対策	第1 公共土木施設等	P.411
	主担当：府、建設局、各施設管理者	
	第2 公共建築物等	P.412
	主担当：建築都市局	
	第3 応急工事	P.412
	主担当：建設局、建築都市局、各施設管理者	

市及び関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

【府、建設局、各施設管理者】

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（府）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大する恐れがある場合には、市及び施設管理者は、関係機関の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに府に報告する。

- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に調査を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

5 橋りょうなど道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物等

【建築都市局】

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、協定団体の協力を得て応急措置を行う。また、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、大雨などにより宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合には、市は、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて府に被災宅地危険度判定士の出動を要請する。なお、他府県への派遣が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 応急工事

【建設局、建築都市局、各施設管理者】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、協定団体等の協力を得て施設の応急の機能確保を図る。

第10節 ライフライン・放送の確保

【第10節の施策体系】

第10節 ライフライン・ 放送の確保	第1 被害状況の報告	P.413
	主担当：上下水道局	
	第2 各事業者における対応	P.413
	主担当：上下水道局、各関係事業者	

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については速やかに復旧を進め、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

【上下水道局】

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 各事業者における対応

【上下水道局、各関係事業者】

1 上水道

(1) 応急措置

被害が発生した場合、施設機能確保のための措置を講じる。また、被害に起因し二次災害が発生する恐れがある場合は、直ちに施設の運用停止又は制限を行い、必要に応じて付近住民に広報し、道路管理者、占用者、警察及び消防に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

- ア 応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- イ 給水車、給水タンク等により、応急給水を行い、速やかな応急復旧に努める。
- ウ 医療（人工透析）、福祉等施設を優先した応急給水及び応急復旧を行う。
- エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。

(3) 広報

被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

2 下水道

(1) 応急措置

- ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急復旧

- ア 被害状況に応じて、効率的・計画的に復旧を行う。
- イ 被害状況等においては、下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルールや下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

被害状況等を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じ、市及び消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル（171）を提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）

(1) 放送体制の確保に努める。

(2) 非常放送を実施する。

(3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

(4) 施設の応急復旧を進める。

(5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第11節 交通の安全確保

【第11節の施策体系】

第11節 交通の安全確保	第1 被害状況の報告	P.417
	主担当：建設局、各施設管理者	
	第2 各施設管理者における対応	P.417
	主担当：建設局、各施設管理者	

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

【建設局、各施設管理者】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

【建設局、各施設管理者】

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて、消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察、堺海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第12節 農水産関係応急対策

【第12節の施策体系】

第12節 農水産関係 応急対策	第1 農業用施設	P.419
	主担当：産業振興局	
	第2 農作物	P.419
	主担当：産業振興局	
	第3 畜産	P.420
	主担当：産業振興局	
	第4 漁業	P.420
	主担当：産業振興局	

災害時においては、市は、関係機関等と協力し、農水産業に関する被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

【産業振興局】

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡を取り、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

第2 農作物

【産業振興局】

1 災害対策技術の指導

市は、関係機関と協力し、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 水稻等種子の確保

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

3 病虫害の防除

- (1) 市は、関係機関と協力し、病虫害発生予察事業を活用する等、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。
- (2) 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

第3 畜産

【産業振興局】

災害時において、家畜の伝染病発生には、特に警戒を行い、伝染病の予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 一般疾病の発生について治療を要する場合は、市の獣医師会に協力を要請する。
- (2) 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定により実施する。
- (4) 伝染病発生に伴う必要消毒薬品又は、一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。
- (5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める等その確保に努める。

第4 漁業

【産業振興局】

漁港の各種施設が被害を受けたときは、その被害状況を的確かつ速やかに把握し、漁港を管理する府に対して、漁港機能を維持するための応急措置及び復旧措置を要請する。

第13節 災害救助法の適用

【第13節の施策体系】

第13節 災害救助法の 適用	第1 法の適用	P.421
	主担当：危機管理室	
	第2 救助の内容	P.422
	主担当：危機管理室	

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

また、災害が発生するおそれがある段階で、国及び府が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合においても、同法に基づく救助活動を実施する。

第1 法の適用

【危機管理室】

1 適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 府内で滅失住家の世帯数が、2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 府内の滅失住家の世帯数が、12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した者である等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(災害救助適用基準)

区分	滅失世帯		区分	滅失世帯	
	A	B		A	B
大阪府		2,500 世帯	西区	100 世帯	50 世帯
堺市	150 世帯	75 世帯	南区	100 世帯	50 世帯
堺区	100 世帯	50 世帯	北区	100 世帯	50 世帯
中区	100 世帯	50 世帯	美原区	60 世帯	30 世帯
東区	80 世帯	40 世帯			

注) 住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告のうえ、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告のうえ、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

3 被害認定の基準

本部長及び区本部長は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日、内閣府政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(判定の事例と損傷程度の例示)」を参考とする。

第2 救助の内容

【危機管理室】

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。
(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

災害救助法による救助は、府知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、府知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

第14節 指定避難所の開設・運営

【第14節の施策体系】

第14節 指定避難所の 開設・運営	第1 指定避難所の開設	P.424
	主担当：危機管理室、区役所、教育委員会	
	第2 指定避難所の管理、運営	P.426
	主担当：危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会	
	第3 指定避難所外避難者の対応	P.428
	主担当：健康福祉局、区役所、危機管理室	
	第4 指定避難所の早期解消のための取組	P.428
	主担当：建築都市局	
	第5 広域的避難の受入れ	P.429
	主担当：危機管理室	
	第6 指定緊急避難場所の開設	P.429
	主担当：危機管理室	

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

第1 指定避難所の開設

【危機管理室、区役所、教育委員会】

避難者の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するものとし、速やかに管理するための避難所対応職員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所対応職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 次の何れにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
 - ア 本市の区域内において暴風警報が発表されていること。
 - イ 本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。
- (2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令されているとき、又はその可能性が高いとき。
- (3) (1)、(2)に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

2 指定避難所開設の期間

災害発生の日から最長 7 日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

3 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合には、速やかに地域の自治会又は自主防災組織に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全確認をしてから行う。
- (3) 学校園の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者、自治会及び自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 風水害時指定避難所開設中に、地震等が発生した場合、速やかに地震時の避難所運営体制に切り替える。

4 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難を指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入れ人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

5 指定避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき。
 - (2) その他、市長が決定したとき。
- * ただし、避難者のうちで住居が全壊、全焼等により住居が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

第2 指定避難所の管理、運営

【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】

市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

施設の本来の機能の早期回復のため、市と府は協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害による被害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告
- (2) 避難所運営に関する基本的ルールของ揭示及び伝達
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の揭示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保

- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施
- (7) 間仕切りの設置
- (8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- (10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- (11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保
- (12) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供
- (13) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置
女性トイレと男性トイレの割合は 3 : 1 を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備すること
- (14) 女性や子ども等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること
- (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (16) テレビ、ラジオ、災害時優先電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること
- (17) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮すること
- (18) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮
- (19) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NP0・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- (21) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NP0・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

- (22) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有すること

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため蓄電池を備えた太陽光発電システムを含む非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

第3 指定避難所外避難者の対応

【健康福祉局、区役所、危機管理室】

市は、指定避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

第4 指定避難所の早期解消のための取組

【建築都市局】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん又は提供を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第5 広域的避難の受入れ

【危機管理室】

1 広域避難

市が被災した場合は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

2 広域避難の受入れ

他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第6 指定緊急避難場所の開設

【危機管理室】

市は指定緊急避難場所として使用する際は、災害の種類、規模、状況等により、施設の影響が異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用するものとする。

第15節 緊急物資の供給

【第15節の施策体系】

第15節 緊急物資の供給	第1 給水活動	P.430
	主担当：上下水道局	
	第2 食料・生活必需品の供給	P.432
	主担当：危機管理室、財政局、区役所	
	第3 その他の防災関係機関	P.432
	主担当：各防災関係機関	

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

【上下水道局】

市（上下水道局）及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、速やかな給水に努めるものとする。

1 市における給水活動

（1）被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止した場合又は停止すると判断される場合は、応急給水活動計画に基づく活動体制を確立し、速やかに応急給水を開始する。

(2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。

(3) 給水所（給水拠点、運搬給水対象施設）

災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を優先して、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。

(4) 応急給水の実施

ア 給水量

備蓄水等と合わせて1人1日3リットルとする。

イ 給水方法

指定医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。

ウ 応急給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行い、次のとおり応急給水を実施する。

① 災害のため、飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、応急給水栓を設置し給水を行う。

③ 災害時給水栓による応急給水

災害発生時に避難所敷地内の水道設備が破損した場合、災害時給水栓による応急給水を行う。

2 大阪広域水道企業団との連携

市及び大阪広域水道企業団は、風水害等の災害により必要な場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、相互応援体制を構築する。

3 他都市水道局への要請

日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請し、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給

【危機管理室、財政局、区役所】

災害により指定避難所に避難し又は食料及び生活必需品の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮する。また、生活必需品の供給に当たっては、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に配慮する。

1 供給内容

応急的に供給する食料は、本市が備蓄するレトルト食品等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。

2 供給体制

避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チーム（危機管理室、財政局、会計室が担当）を設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。

3 府等への供給要請

市において必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する際は、市がその不足量を把握・集計して、知事等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

第3 その他の防災関係機関

【各防災関係機関】

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図り、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- 1 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- 2 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- 3 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品（救急セット）等の備蓄物資の供給
- 4 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- 5 近畿経済産業局
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整
- 6 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

第16節 保健衛生活動

【第16節の施策体系】

第16節 保健衛生活動	第1 防疫活動	P.434
	主担当：健康福祉局	
	第2 食品衛生監視活動	P.435
	主担当：健康福祉局	
	第3 環境衛生活動	P.435
	主担当：健康福祉局	
	第4 被災者の健康維持活動	P.436
	主担当：健康福祉局	
	第5 応援要請	P.436
	主担当：健康福祉局	
	第6 動物保護等の実施	P.436
	主担当：健康福祉局	

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。

第1 防疫活動

【健康福祉局】

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症などの発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

- ※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 又は H7N9 であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
- 2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数及び患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
 - 3 次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症法第 27 条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）
 - (3) 指定避難所等における保健衛生の防疫指導
 - (4) 衛生教育及び広報活動
 - 4 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
 - 5 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第 6 条）
 - 6 自らの防疫が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
 - 7 その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

【健康福祉局】

市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他臨時給食施設及び食品の衛生監視指導
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 環境衛生活動

【健康福祉局】

被災住民の住環境等を維持するための環境衛生活動を実施する。

- 1 応急仮設トイレの衛生的な利用の指導
- 2 浄化槽の適正使用の指導
- 3 飲料水の衛生対策指導

第4 被災者の健康維持活動

【健康福祉局】

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。

第5 応援要請

【健康福祉局】

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

【健康福祉局】

市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物愛護の啓発及び環境衛生維持の支援に努める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第17節 避難行動要支援者支援

【第17節の施策体系】

第17節 避難行動 要支援者支援	第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	P.438
	主担当：健康福祉局、危機管理室、区役所	
	第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動	P.438
	主担当：健康福祉局、区役所	

市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

【健康福祉局、危機管理室、区役所】

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や避難所外（自宅、テント及び車等）で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動

【健康福祉局、区役所】

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 高齢者、障害者等の要配慮者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない高齢者、障害者等の要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告する。また、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

4 多言語支援センターの設置

市は、外国人等の日本語を十分に理解できない要配慮者のために、大規模な被害が発生した場合は、必要に応じて災害時に多言語支援センターを開設し、外国人等の被災情報の収集、多言語による災害情報の提供、外国人等の相談窓口の設置等を行う。

第18節 社会秩序の維持

【第18節の施策体系】

第18節 社会秩序の維持	第1 住民への呼びかけ	P.440
	主担当：市民人権局、区役所	
	第2 警戒活動の強化	P.440
	主担当：市民人権局、区役所	
	第3 物価の安定及び物資の安定供給	P.440
	主担当：市民人権局	

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第1 住民への呼びかけ

【市民人権局、区役所】

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

【市民人権局、区役所】

市は、被災地及びその周辺において、府警察や自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保、社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

【市民人権局】

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視し、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市（消費生活センター）は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益確保に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の需給の状況、流通の実態を可能な限り把握し、不足した場合は、府、国、事業者、事業者団体と協議し、事業者又は事業者団体に対し、安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 郵便事業を営む者は次の措置を講ずる。

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。

イ 郵便事業を営む者は、災害救助法が発動されたときは直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第19節 住宅の応急確保

【第19節の施策体系】

第19節 住宅の応急確保	第1 被災住宅の応急修理	P.442
	主担当：建築都市局	
	第2 住居障害物の除去	P.443
	主担当：建築都市局	
	第3 建設型応急住宅の建設	P.443
	主担当：建築都市局	
	第4 民間賃貸住宅の借上げ	P.443
	主担当：建築都市局、健康福祉局	
	第5 賃貸型応急住宅の運営管理	P.443
	主担当：建築都市局	
	第6 公共住宅への一時入居	P.444
	主担当：建築都市局	
	第7 住宅に関する相談窓口の設置等	P.444
	主担当：建築都市局	
	第8 建設用資機材等の調達	P.444
	主担当：建築都市局	

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

また、必要に応じ、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第3 建設型応急住宅の建設

【建築都市局】

市は、府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。

- 1 建設型応急住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
- 2 市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

第4 民間賃貸住宅の借上げ

【建築都市局】

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 賃貸型応急住宅の運営管理

【建築都市局、健康福祉局】

市は、府の委任により、賃貸型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、賃貸型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、賃貸型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第6 公共住宅への一時入居

【建築都市局】

府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築都市局】

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 建設用資機材等の調達

【建築都市局】

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図り、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第20節 応急教育等

【第20節の施策体系】

第20節 応急教育等	第1 教育施設の応急整備	P.445
	主担当：教育委員会	
	第2 応急教育体制の確立	P.445
	主担当：教育委員会	
	第3 学校給食の応急措置	P.446
	主担当：教育委員会	
	第4 教職員の確保	P.447
	主担当：教育委員会	
	第5 就学援助等	P.447
	主担当：教育委員会	
	第6 文化財の応急対策	P.447
	主担当：文化観光局	

市（教育委員会）は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備

【教育委員会】

市（教育委員会）は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替園校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の幼児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を受け入れるために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

【教育委員会】

災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講じ、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。

1 報告・応急措置

校園長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告のうえ必要な措置を講ずる。

(1) 報告

- ア 教育施設、設備の被害状況
- イ 幼児・児童・生徒の罹災状況
- ウ 教職員の罹災状況
- エ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急措置

- ア 事態の発生とともに、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。
- イ 事態の状況に応じ、教育委員会と連絡し休校又は応急教育等の臨時措置をとる。
- ウ 応急教育体制については、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

2 応急教育の実施

被害の状況に応じ、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

(2) 教育推進のための措置

ア 授業時数の確保

災害による休校・休園、二部授業・保育その他のために授業・保育時数の不足が考えられるので、できるだけすみやかに平常授業・保育を始める等により授業・保育時数の確保を図るよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の健康保持

被災地区の幼児・児童・生徒に対しては、その被災状況により健康診断等を行い、健康の保持並びに感染症の予防措置を講ずる。

ウ 長期にわたる授業実施不能の場合

校園長は保育・授業不能が長期にわたる場合を考えて、学校園と幼児・児童・生徒との連絡方法、組織等についてあらかじめ計画立案するものとする。

第3 学校給食の応急措置

【教育委員会】

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに再開できるように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、罹災者の炊き出しとの区別に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

第4 教職員の確保

【教育委員会】

応急教育をすみやかに確立するため、まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は教育委員会が調整に努める。

第5 就学援助等

【教育委員会】

1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品・保育品を失い又はき損し就学就園上支障のある幼児・児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就学させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

3 幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校園長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化財課）を経由して府教育委員会に報告する。

市（文化財課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第21節 廃棄物の処理

【第21節の施策体系】

第21節 廃棄物の処理	第1 し尿処理	P.448
	主担当：危機管理室、環境局、上下水道局	
	第2 ごみ処理	P.449
	主担当：環境局	
	第3 災害廃棄物等処理	P.450
	主担当：環境局	
	第4 倒壊家屋等の解体撤去	P.451
	主担当：環境局、区役所	

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

【危機管理室、環境局、上下水道局】

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) 委託業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。
- (2) し尿収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。
- (3) トイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
応急仮設トイレの設置優先順位は、以下を基本とする。
第1位：指定避難所
第2位：病院、福祉施設
第3位：被害の大きい住宅地付近の公園・空き地

3 処理活動

- (1) 被災時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びに仮設トイレの設置状況等について市民に周知する。
- (2) 道路の復旧状況や仮設トイレの追加等に伴う設置状況の情報を把握し、収集運搬計画の更新変更を随時行う。
- (3) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 下水道処理施設において、し尿受け入れ体制の確保をはかる。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

【環境局】

1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量を推計・把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 道路の被害状況等を踏まえながら、臨時のごみステーション等を検討する。
- (5) ごみの発生が急増し、焼却が困難となる恐れがあるため、災害対策本部において、一時集積場（仮置場）を検討する。

2 収集体制

- (1) 収集運搬委託業者に協力を要請し、ごみ収集体制の確立を図る。
- (2) ごみ収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。

3 処理活動

- (1) 区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。
- (2) 道路の復旧情報の収集に努め、これを基に収集運搬計画の更新を行う。
- (3) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所（仮置場）を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。
- (4) ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。
 - ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、委託業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

- イ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
- ウ 清掃工場及び一時集積場所に集積されたごみについては、資源の再利用が可能なものは資源化を図り、それ以外のものについては、焼却、又は破碎処分の後、最終処分地へ搬出する。
- (5) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等処理

【環境局】

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (3) 災害廃棄物等を長期に保管することが可能な一時集積所(仮置場)を、被災状況等を鑑みて関係部局と協議し確保する。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬体制を整備する。
- (2) 災害廃棄物等の資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) 一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則とするが、状況に応じて広域処理等を実施する。
- (4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (5) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会、一般社団法人大阪府清掃事業連合会及び近隣市に廃棄物処理活動に関する協力を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第4 倒壊家屋等の解体撤去

【環境局、区役所】

- (1) 倒壊家屋等の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の一時集積所(仮置場)等に関する情報を提供する。
- (2) 市は、災害の規模や状況により、被災者の負担軽減等のために必要と認められる場合、倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
- (3) 公費解体制度が設けられた場合、市は広報紙等により制度の広報を実施する。
- (4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
- (5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。
- (6) 市は、倒壊家屋等の処理において可能な限りリサイクルが推進されるよう努める。

第22節 遺体対策

【第22節の施策体系】

第22節 遺体対策	第1 初期活動	P.452
	主担当：健康福祉局	
	第2 遺体の検視等	P.452
	主担当：健康福祉局	
	第3 遺体の収容・安置	P.452
	主担当：区役所、健康福祉局	
	第4 遺体の身元確認	P.453
	主担当：健康福祉局	
	第5 遺体の火葬	P.453
	主担当：健康福祉局	
	第6 応援要請	P.453
	主担当：健康福祉局	

市及び府、府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

【健康福祉局】

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

【健康福祉局】

遺体の検視（死体調査）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（死体調査）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、堺市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

第3 遺体の収容・安置

【区役所、健康福祉局】

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等死体収容に適切な場所をあらかじめ検討した候補地から選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、遺体収容袋及び遺体保存剤等必要な資器材を確保する。
- 5 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 6 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

第4 遺体の身元確認

【健康福祉局】

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第5 遺体の火葬

【健康福祉局】

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第6 応援要請

【健康福祉局】

市は自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第23節 自発的支援の受入れ

【第23節の施策体系】

第23節 自発的支援の 受入れ	第1 災害発生時におけるボランティアの活動 P.454
	主担当：健康福祉局、区役所
	第2 義援金品の受付・配分 P.456
	主担当：危機管理室、財政局、市民人権局、区役所
	第3 海外からの支援の受入れ P.457
	主担当：市長公室
	第4 日本郵便株式会社の援護対策等 P.458
	主担当：日本郵便株式会社

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

【健康福祉局、区役所】

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズに応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

ボランティア関係団体に対して活動の拠点となる場所及び情報の提供に努める。

(3) 情報交換

被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図り、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等を踏まえ、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、機関等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

4 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 指定避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 災害対策本部
- オ 被災地域・被災者宅等（危険区域を除く）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 避難場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 援助物資等の輸送
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。

- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 被災地域・被災者宅等での支援
被災地域・被災者宅での清掃、ごみ出し、その他必要な生活支援等を行う。
- ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
 - ① 大人数（男女別）・世帯数
 - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生等）
 - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - ④ 妊産婦数
 - ⑤ 障害者数・種別
 - ⑥ 病人数（特に病状別要加療者数）
 - ⑦ 外国人数（国別）
- イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数
- オ ボランティアによる支援が必要な被災地域・被災者宅・被災者等の状況

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

また、アスベストに関する基本的な情報の他、被災建築物等のアスベスト露出状況確認調査の結果を情報提供し、粉じんばく露を避けるため、むやみに被災建築物に近づかないこと、被災建築物付近で作業等を行う必要がある場合は正しい装着方法で防じんマスクを装着すること、アスベストの可能性のあるものには触れないこと等を周知する。

第2 義援金品の受付・配分

【危機管理室、財政局、市民人権局、区役所】

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社堺市地区本部・各区地区は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、できる限り迅速な配分を行うものとする。

イ 市は、府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チーム（危機管理室、財政局、会計室が担当）において内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。

イ 個人等からの小口の義援物資は、仕分けや管理に多大な時間、人員を要することから、原則、受け入れない。

ウ 法人等からの大口の義援物資であっても、避難所等の状況、ニーズに合わない不用不急な物資は、供給の必要性があるまでは受け入れない。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

ア 被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

イ 市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

【市長公室、文化観光局】

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社の援護対策等

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得てお年玉付郵便はがき等寄附金を配分する。

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。